

公安委員会 決裁資料	鹿児島県道路交通法施行細則の一部改正 (案)について	令和6年10月10日 交通企画課
---------------	-------------------------------	---------------------

1 改正理由

自転車運転中における携帯電話使用等の禁止は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条第6号の委任を受け、鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「細則」という。）において規定されていたが、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行により、法第71条5号の5に設けられた

携帯電話使用等の禁止の対象に自転車が追加され、法上で禁止されることに伴い、同一内容の細則の規定を廃止するもの。

2 改正概要

自転車運転中における携帯電話使用等の禁止について定めた
細則 第12条第8号
の規定を削除するもの。

3 施行日

令和6年11月1日（改正法の施行日）